

令和 3 年

上尾市教育委員会 6 月定例会 議案

## 議 案 名

議案第 3 2 号	上尾市社会教育委員の任命について -----	1
議案第 3 3 号	上尾市立人権教育集会所運営委員会委員の委嘱又は任命について -----	2
議案第 3 4 号	上尾市人権教育推進協議会委員の委嘱について -----	5
議案第 3 5 号	上尾市学校施設更新計画実施計画の策定について -----	6
議案第 3 6 号	行政文書非公開決定処分に係る審査請求に対する裁決について -----	7

【 白紙 】

議案第 3 2 号

上尾市社会教育委員の任命について

上尾市社会教育委員に下記の者を任命する。

令和 3 年 6 月 2 4 日提出

上尾市教育委員会教育長 池 野 和 己

記

任命 [任期：令和 4 年 6 月 3 0 日まで]

選出区分	氏名	住所等	役職名等	備考
1 号委員	こばやし としこ 小林 斗志子	市立原市南小学校 勤務	市立原市南小学校長	新任
	たけだ なおみ 武田 直美	市立南中学校 勤務	市立南中学校長	新任

- 1 号委員：学校教育及び社会教育の関係者
- 2 号委員：家庭教育の向上に資する活動を行う者
- 3 号委員：学識経験のある者

提案理由

上尾市社会教育委員に欠員が生じたため、社会教育法（昭和 2 4 年法律第 2 0 7 号）第 1 5 条第 2 項の規定により、その後任として任命したいので、この案を提出する。

議案第 33 号

上尾市立人権教育集会所運営委員会委員の委嘱又は任命について  
上尾市立人権教育集会所運営委員会委員に下記の者を委嘱又は任命する。

令和 3 年 6 月 24 日提出

上尾市教育委員会教育長 池 野 和 己

記

1 委嘱 [任期：令和 5 年 3 月 31 日まで]

【原市集会所運営委員会委員】

選出区分	氏名	住所等	備考
1 号委員	みやじま たかお 宮島 孝夫	上尾市原市 在住	再任
	すずき れいぞう 鈴木 礼三	上尾市瓦葺 在住	再任
	さかきばら りょういち 榊原 良一	上尾市原市 在住	再任
3 号委員	せお あんり 瀬尾 杏理	上尾市原市 在住	新任
	まえこう ゆうこ 前甲 木綿子	上尾市原市 在住	新任
	ほんだ いたろう 本田 伊太郎	上尾市瓦葺 在住	再任
	ほんだ せいじ 本田 誠治	上尾市原市 在住	再任
	さかもと かずみ 坂本 一美	上尾市原市 在住	再任
	せきもと まさひろ 関本 正弘	上尾市本町 在住	再任
	いのうえ れいこ 井上 禮子	上尾市瓦葺 在住	再任

【畔吉集会所運営委員会委員】

選出区分	氏名	住所等	備考
1 号委員	みやざき はじめ 宮崎 一	上尾市小敷谷 在住	新任
	やまもと たけし 山本 武	上尾市畔吉 在住	再任
	しんどう せちこ 新藤 勢智子	上尾市畔吉 在住	再任

3号 委員	おかだ しんたろう 岡田 慎太郎	上尾市畔吉 在住	新任
	ふじなみ きんじ 藤波 欽司	上尾市小敷谷 在住	新任
	たかはし さだお 高橋 貞夫	上尾市畔吉 在住	再任
	たかはし さきこ 高橋 佐紀子	上尾市畔吉 在住	再任
	ふにゅう ようこ 船生 養子	上尾市畔吉 在住	再任
	なかじま つねお 中島 常男	春日部市 在住	再任
	やまね まりこ 山根 真理子	上尾市畔吉 在住	再任

## 2 任命 [任期：令和5年3月31日まで]

### 【原市集会所運営委員会委員】

選出 区分	氏名	住所等	備考
2号 委員	こばやし としこ 小林 斗志子	市立原市南小学校 勤務	再任
	みやた すみお 宮田 純生	市立原市中学校 勤務	再任

### 【畔吉集会所運営委員会委員】

選出 区分	氏名	住所等	備考
2号 委員	すぐれ ゆういち 勝 雄一	市立大石南小学校 勤務	新任
	おおさわ さとし 大澤 聡	市立大石南中学校 勤務	再任

- 1号委員：地区の代表  
2号委員：市立小・中学校長  
3号委員：識見を有する者

## 提案理由

上尾市立人権教育集会所運営委員会委員の任期が令和3年3月31日で満了したことに伴い、上尾市立人権教育集会所運営委員会規則（昭和50年上尾市教育委員会規則第5号）第3条第2項の規定により、委嘱又は任命したいので、この案を提出する。

議案第 3 4 号

上尾市人権教育推進協議会委員の委嘱について  
上尾市人権教育推進協議会委員に下記の者を委嘱する。

令和 3 年 6 月 2 4 日提出

上尾市教育委員会教育長 池 野 和 己

記

委嘱 [任期：令和 4 年 5 月 3 1 日まで]

選出 区分	氏 名	住 所 等	備考
2 号 委員	とりもと きょうこ 取本 恭子	上尾市原市 在住	新任

- 1 号委員：学校教育の関係者
- 2 号委員：社会教育の関係者
- 3 号委員：人権擁護委員その他人権にかかわる業務  
に従事している者
- 4 号委員：人権にかかわる活動を行っている団体を  
代表する者
- 5 号委員：識見を有する者

提案理由

上尾市人権教育推進協議会委員に、選出団体における役員交代による欠員が生じたため、上尾市人権教育推進協議会条例（平成 2 8 年上尾市条例第 7 号）第 3 条第 2 項の規定に基づき、後任の委員の委嘱を行いたいので、この案を提出する。

議案第 35 号

上尾市学校施設更新計画実施計画の策定について  
上尾市学校施設更新計画実施計画を下記のように定める。

令和 3 年 6 月 24 日提出

上尾市教育委員会教育長 池 野 和 己

記

別冊「上尾市学校施設更新計画実施計画」のとおり

提案理由

上尾市学校施設更新計画基本計画で定められた学校施設の整備・維持管理等を実行するため、上尾市学校施設更新計画実施計画を定めたいので、この案を提出する。

議案第 36 号

行政文書非公開決定処分に係る審査請求に対する裁決について  
行政文書非公開決定処分に係る審査請求に対し、別紙のとおり裁決する。

令和 3 年 6 月 24 日提出

上尾市教育委員会教育長 池 野 和 己

提案理由

行政文書非公開決定処分に係る審査請求について、上尾市情報公開・個人情報保護審査会の答申を尊重して裁決したいので、この案を提出する。

裁 決 書

\*\*\*\*\*

審査請求人 \*\*\*\*\*

処分庁 上尾市教育委員会

審査請求人が令和2年9月4日に提起した審査請求人に対する令和2年6月5日付け上教学第267号行政文書非公開決定処分（以下「本件処分」という。）に係る審査請求（以下「本件審査請求」という。）について、上尾市情報公開・個人情報保護審査会の答申を得て、次のとおり裁決する。

主 文

本件審査請求を棄却する。

第1 事案の概要

- 1 令和2年5月29日、審査請求人は、上尾市情報公開条例（平成11年上尾市条例第30号。以下単に「条例」という。）第6条第1項の規定により、処分庁に対して、2013（平成25）年9月市議会本会議で、学校教育部長（当時）は秋山もえ議員の「夏休みの5日間削減について、ことし1月の教育委員会定例会において、非公開で協議されたのはなぜかを伺います。」という質問に対して、「上尾市教育委員会の会議の公開、非公開の扱いにつきましては、上尾市の定めている審議会等の会議の公開に関する指針にのっとり進めているところでございます。」と答弁した根拠となる文書・資料等の行政文書の公開の請求を行った。
- 2 処分庁は、請求のあった文書を「会議の公開又は非公開を判断する根拠となる文書」とは捉えておらず、「答弁そのものの根拠となる文書」と捉え、当該文書を保有していないことから本件処分を行い、審査請求人に通知した。

- 3 令和2年9月4日、審査請求人は、本件処分を不服として、審査庁に対して、その取り消しを求めて審査請求を行った。
- 4 令和2年9月29日、処分庁は、審査請求人に弁明書を送付し、条例第21条第1項及び第2項の規定により、上尾市情報公開・個人情報保護審査会（以下「審査会」という。）に弁明書の写しを添えて本件審査請求を諮問した。
- 5 令和3年6月10日、審査会は、処分庁からの諮問書及び弁明書の写しの受理、審査請求人からの反論書及び口頭意見陳述申立書の受理、質問趣意書の受理、審査請求人による口頭意見陳述の実施及び処分庁からの意見聴取を経て、処分庁に本件処分を妥当とする答申をした。

## 第2 審査請求人及び処分庁の主張

### 1 審査請求人の主張

#### (1) 審査請求の趣旨

上尾市議会で学校教育部長が根拠を示したうえで答弁しているにもかかわらず、その答弁の根拠となる文書・資料を上尾市教育委員会事務局が保有していないはずはないので、文書不存在の非公開決定について、その取消しを求めるものである。

#### (2) 本件処分に係る審査請求の理由

2013（平成25）年9月市議会本会議での、講内学校教育部長は秋山もえ議員の「夏休みの5日間削減について、ことし1月の教育委員会定例会において、非公開で協議されたのはなぜかを伺います。」という質問に対して、上尾市教育委員会の会議の公開、非公開の扱いについては、「指針」にのっとって進めていると答弁している。よって、答弁の根拠となる「指針」を実施機関は当然保有しているはずである。

### 2 処分庁の主張

(1) 請求文書については、条例第2条第2号イに規定する「一般の利用に供することを目的として管理しているもの」に該当し、条例が公開の対象とする行政文書には該当しないため、本件審査請求は棄却されるべきである。

(2) 審査請求人は、答弁の根拠となる「指針」を実施機関は当然保有しているはずと主張する。

原処分決定に当たって、処分庁は、請求のあった文書を「会議の公開又は非公開を判断する根拠となる文書」とは捉えておらず、「答弁そのものの根拠となる文書」と捉え、当該文書を保有していないことから非公開決定したものである。

そして、今般の審査請求によって、請求文書が「指針」であることが明示されたことにより、請求文書が特定されたところであるが、処分庁は、当該文書について、上尾市として所有する例規データベース上のデータを閲覧、印刷することは可能であり、保有していることを認めるところである。

しかしながら、特定された文書は、条例第2条第2号イに規定する「一般の利用に供することを目的として管理しているもの」に該当し、条例が公開の対象とする行政文書には該当しない。

以上のことから、処分庁は、審査請求を容認することはできない。

### 第3 裁決の理由

審査庁は、令和2年10月16日、本件審査請求を条例第21条第1項の規定により、審査会に諮問した。

審査会は、令和3年6月10日、審査庁に対し答申した。

答申により示された本件審査請求に対する審査会の判断は、次のとおりである。

#### 審査会の判断

##### 1 条例の基本的な考え方

条例は、第1条において「この条例は、市民の知る権利を尊重し、行政文書の公開を請求する権利につき定めること等により、市の保有する情報の一層の公開を図り、もって市の諸活動を市民に説明する責務が全うされるようにするとともに、市政に対する市民の理解と信頼を深め、及び市民による市政の参加の充実を推進し、公正で開かれた市政の発展に寄与することを目的とする。」と定めており、原則として公開することにより、市政運営を透明なものとし、結果として、市民の理解と信頼の確保が図られることになるとしている。

当審査会は、行政文書の公開を請求する権利が不当に侵害されることのないよう、原則公開の理念に立って、条例を解釈し、以下判断するものである。

## 2 条例第6条第1項第2号及び同条第2項について

情報公開の手続きに関し、条例第6条第1項では「行政文書の公開の請求（以下「公開請求」という。）は、次に掲げる事項を記載した書面（以下「公開請求書」という。）を実施機関に提出してしなければならない」と規定している。そして、その記載すべき事項として、同項第2号において、「行政文書の名称その他の公開請求に係る行政文書を特定するために必要な事項」と規定している。

## 3 本件対象文書の特定の経緯

(1) 審査請求人は、本件公開請求書において、「上尾市教育委員会の会議の公開、非公開の扱いにつきましては、上尾市の定めている審議会等の会議の公開に関する指針にのっとり進めている」という「講内答弁の根拠となる文書・資料等で上尾市教育委員会事務局として保有しているもの」を公開請求の対象文書としている。

(2) しかし、本件審査請求書においては、「答弁の根拠となる「指針」を上尾市教育委員会事務局は当然保有しているはず」と主張しており、本件公開請求の対象文書が「指針」であることを初めて、具体的に示している。

実施機関は弁明書において、請求のあった文書を「会議の公開又は非公開を判断する根拠となる文書」とは捉えておらず、「答弁そのものの根拠となる文書」と捉えていたと述べており、審査請求によって、請求文書が「指針」であることが明示されたことにより、請求文書が特定されたと主張する。

(3) 審査請求人は、本件公開請求では明示しなかった「指針」を審査請求書において明らかにしており、さらに、その後の反論書において、請求人が開示を求めたのは、「2013年当時の「指針」」であると主張している。

また、反論書において、本件公開請求を行った理由として、教育委員会定例会の報告事項において、「教育委員会の会議の公開・非公開

の基準について」の根拠が「指針」ではないことが明白になったことから、「2013年9月議会での講内答弁」について教育委員会がどう対応しているのかを知るためであったと主張している。

さらに、反論書の最後において「一刻も早く備考欄に講内答弁は誤りであったことを申し添えます」と記述した処分通知書を請求人に手交して頂くよう望むものです。そうした対応をしていただくのであれば、請求人はこの件についてはこれ以上の審査請求を望むものではありませんと主張している。

#### 4 「指針」について

実施機関は「指針」の保有は認めているが、条例第2条第2号イに規定する「一般の利用に供することを目的として管理しているもの」として、情報公開の対象文書ではないと主張するが、審査請求人が求めている「2013年当時の「指針」」は2019年（令和元年）に改正されている。

2013年当時のものと現行のものがどのように改正されているかは、現行のものを閲覧しただけでは判断できず、例え審査請求人が問題にしている部分が2013年当時のものと現行のものと同様であったとしても、公開を求めている文書は、2013年当時のものであって、改正後の現行の「指針」とは異なる文書である。

また、「2013年当時の「指針」」は、上尾市例規集（業務用）で実施機関において閲覧及び印刷が可能であるが、市民が閲覧できるWeb版の上尾市例規集では、「2013年当時の「指針」」は閲覧できない。

よって、「2013年当時の「指針」」は、条例第2条第2号イに規定する「一般の利用に供することを目的として管理しているもの」には該当しない。

#### 5 本件対象文書の特定の妥当性について

実施機関は本件対象文書を「答弁そのものの根拠となる文書」として、答弁作成に当たっての基礎資料を特定したが、本件公開請求書の記載内容からすれば、実施機関がこのように特定したことについて不当であるとはいえない。

審査請求人による本件公開請求の対象となる文書は「2013年当時の「指針」」であったことが本件審査請求の手続きの中で明らかになったが、

そもそも公開請求書において、当初から、情報公開の対象文書が「2013年当時の「指針」」であることを明記することで、実施機関において、審査請求人の求める対象文書を客観的に特定することが可能であったと考えられる。

審査請求人が、公開請求するに際して行政文書の名称を示すことが可能であったにもかかわらず、示さない行為は、文書の特定に支障を来すものであり、望ましい行為ではない。

#### 6 審査請求人のその他の主張について

審査請求人は、上記内容のほか、議会答弁は誤りであった旨を記述した処分通知書の手交を望むとのことであるが、本件審査請求の争点である本件対象文書の存否とは直接関係ないため、当審査会においては言及しない。

## 第4 結論

よって、審査庁は、審査会の答申を尊重して、主文のとおり裁決する。

令和3年 月 日

審査庁 上尾市教育委員会

### 教示

- 1 この裁決については、この裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、上尾市を被告として（訴訟において上尾市を代表する者は、上尾市教育委員会となります。）、裁決の取消しの訴えを提起することができます。
- 2 ただし、上記の期間が経過する前に、この裁決があった日の翌日から起算して1年を経過した場合は、裁決の取消しの訴えを提起することはできなくなります。なお、正当な理由がある場合は、上記の期間やこの裁決があった日の翌日から起算して1年を経過した後であっても裁決の取消しの訴えを提起することが認められるときがあります。

【 白紙 】